

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
財政部	財政課	R -6	指摘事 項	「盛岡市財務会計、文書管理システムセキュリティ対策強化業務委託」に見積徴収に当たり、件名を誤り無効とすべき委任状を有効として取り扱っていたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、これまで同様の業務委託を実施しており、間違いはないであろうという思い込みから確認が不十分であったことによるものである。 今般の指摘事項を課内ミーティングにおいて共有するとともに、今後は見積徴収に当たって担当者のみではなく、担当及び副担当ですべての書類を確認することを課内での統一事項として再発防止に努める。
財政部	市民税課	R -6	指摘事 項	領収証書綴による標識弁償金の払込みに当たり、納付書総括表の確認欄に上席の出納員等が確認印を押印していなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、現金払込業務の内容が組織内において共有されていなかったことによるものである。 指摘を受け、ただちに業務マニュアルを作成するとともに、担当及び係長のダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。
財政部	資産税課	R -6	指摘事 項	評価基礎図作成・保守及び地籍図加除業務委託の契約締結に当たり、実施伺い時点の仕様書について、必要な手続きを経ずに変更していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、実施伺い時点の仕様書に誤りがあったが、それを修正する決裁を受けないまま、修正した内容で次の契約締結事務を進めたもので、事務処理への認識不足によるものである。 速やかに仕様書のデータを修正し、ほかに約定に反したものがないか、起案に誤りがいないか確認した。また、契約事務の変更等に伴う必要な手続きについて、課内で研修を行った。 今後は適正な事務について担当者に対し指導するとともに、データは常に最新のものにし、また、正担当及び副担当によるダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
財政部	資産税課	R-6	指摘事 項	認定長期優良住宅に対する固定資産税減免に当たり、添付が必要な所管行政庁からの認定の通知書写しが添付されていない減額申告書を受領し、減免を行っていた事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、地区担当者の書類受領の失念及び認定長期優良住宅減免に係る統括担当者の減免認定適用に係る決裁前の書類確認不足によるものである。 本件については、令和6年10月31日に当該家屋所有者から認定通知書(写)を受領した。 また、本件事例を不適正な事務として課内共有し、適正な事務の執行を確認した。 今後は、減額申告書の提出時において必要書類が不備のものは受理せず、完備された段階で改めて受理する取扱いとした上で、当該書類が未到達の家屋所有者への催促及び決裁前の正担当及び副担当によるダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。
財政部	納税課	R-6	指摘事 項	1 令和5年度盛岡市納税推進センター運營業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (1)仕様書に定められた業務日の変更に係る指示について、記録に残していないもの	措置済	原因は、委託業務の変更について記録による事実関係を残すことの認識が不足していたことによるものである。 課長から、職員に対して、業務内容の変更事由を明確にするために、記録の重要性について改めて指導を行うことにより、組織の統制を図った。 今後は、仕様書に定められた業務内容の変更が生じる際には、担当者が記録を残すこと及び決裁時の確認を徹底し、再発防止に努める。
財政部	納税課	R-6	指摘事 項	1 令和5年度盛岡市納税推進センター運營業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (2)日曜日の業務日の振替について、別の日曜日への振替を指示していないもの	措置済	原因は、日曜日に業務を実施する趣旨について、担当職員の認識不足と決裁時の確認不足によるものである。 平日に接触を図ることのできなかった未納者への連絡を図ることの必要性を、発注者、受注者双方で再確認し、日曜日の業務実施を徹底した。 今後は、仕様書に定める曜日への振替を徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	健康保険課	R-6	指摘事項	国民健康保険療養費の支給に当たり、支給額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、費用額(総医療費)について、91,372円が正しい額であるのに対し、91,732円と入力を誤り、その確認が漏れたことによるものである。 発覚後直ちに、正当な額で算定を行い、対象者に療養費の過払い分についての返還依頼を令和6年9月12日付で通知し、令和6年9月25日に納付済となっている。 今後は、元伝票と入力データの読み合わせにより、正担当、副担当での確実なチェックを行い、再発防止に努める。
市民部	都南総合支所	R-6	指摘事項	私用電気料の徴収に当たり、使用者の実費相当額の電気料金の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、電気使用料を算定する際の数値入力誤り及び数値確認に必要な書類が添付されずに請求額決定の決裁が行われており、数値入力誤りの可能性に対する認識が欠けていたことによる。 請求が不足となった支払義務者3者については、2者分に対し不足分の納入を依頼し、全額納入済みとなっており、他1者分は1月中に納入予定である。 今後は、私用電気料支払義務者に対する請求額の決裁の際に、電気料金の請求明細の写しを添付するとともに、担当者以外の者がチェック用シートにより目に見える形で確実にチェックを行うこととし、再発防止に努める。
市民部	都南総合支所	R-6	指摘事項	領収証書綴による収入金の払込みに当たり、取扱者が照合確認し、納付書総括表の確認欄に確認印を押印している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、現金等事務取扱要領に規定する「納付書総括表の確認欄に押印する出納員」についての認識不足によるものである。 係内での共有を図るため、令和6年11月26日開催の係内ミーティングで確認欄の押印について確認し適切な事務処理について指導した。 今後は、庶務担当者が納付書総括表の備考欄に取扱者を記載し、係長及び係員で現金取扱者と確認者が同一とならないよう事務処理を徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農林部	中央卸売 市場業務 課	R-6	指摘事 項	中央卸売市場施設管理業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。なお、前回の定期監査においても、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られ指摘したものである。 (1) 承諾を得ていない者に飲料水検査を請け負わせているもの	措置済	原因は、「施設管理日報」で再委託業者を確認した際、受注者から提出される再委託承諾願と突合していなかったことによるものである。 前回の措置状況から次のとおり市の対応を見直すこととした。 ①業務委託契約締結後、受注者が再委託する業務について、1週間以内に再委託業者名とその業務内容等の「一覧表」の提出を求め、内容を確認する。 ②毎月上旬に実施する受注者との定例ミーティングにおいて、当月行われる業務の日程及び業者等のリストの提出を求め、再委託業者の確認を行う。 ③「施設管理日報」の「当日対応」欄と「作業予定」欄に受注者が記入した作業業者名について、承諾を得ていない業者がないか確認する。 今後は、再委託承諾願の提出を徹底させるとともに、年度当初に課内研修において、委託事務に関する必要な提出書類のチェック等課内全体で情報共有し、再発防止に努める。
農林部	中央卸売 市場業務 課	R-6	指摘事 項	(2) 消防用設備点検(2回目)の点検結果報告書が提出されないまま完了検査を実施しているもの	措置済	原因は、受注者が消防署へ提出した「消防用設備等点検結果報告書」を確認しないまま、完了検査を実施したことによるものである。 今後は、点検実施時期を、現行の「9月」及び「3月」から、「7月～8月」及び「1月～2月」に前倒しすることを検討し、受注者から3月末までに「消防用設備等点検結果報告書」の提出を受けて完了検査を実施することとし、再発防止に努める。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。